

平成26年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

市税につきましては、平素からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地・家屋のほか、事業の用に供される償却資産についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は毎年1月1日（賦課期日）現在において、津山市内に所有している償却資産の状況を市へ申告していただきます。

つきましては、この「申告の手引き」をご参照の上、申告書を期限までに提出していただきますようお願いいたします。

申告書提出期限 平成 26 年 1 月 31 日（金）

※ 提出期限は上記のとおりですが、事務処理の都合上、1月20日（月）までに提出していただきますようご協力をお願いいたします。

※ 申告書（控え）の返送を希望される方は、返信用切手・封筒を必ず同封してください。（返信用切手・封筒がない場合は返信しません）

※ 申告書は必ずご提出いただきますようお願いいたします。（P.10 6参照）

※ 津山市ホームページから「償却資産」で検索すると、この手引き、償却資産申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用）のダウンロードができます。

申告書提出先
及び
お問い合わせ先

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地
津山市財政部課税課資産税家屋係
（本庁2階 ④番窓口）
TEL：（0868）32-2016



津 山 市

目 次

I 償却資産のあらまし	1
1. 償却資産とは	1
2. 償却資産の種類	1
3. 申告の対象となる資産	2
4. 建築設備における家屋との区分	3
5. 業種別の主な償却資産	4
6. 家屋の所有者以外の者が所有することとなった家屋の附帯設備等 ..	5
7. 税務会計と固定資産税における取扱いの相違点	5
II 固定資産税（償却資産）の課税について	6
1. 納税義務者	6
2. 課税標準額	6
3. 税 率	6
4. 免 税 点	6
5. 納 期	6
6. 過年度課税	6
7. 減 免	6
8. 評価額の求め方	7
III 償却資産の申告について	8
1. 申告していただく方	8
2. 申告の方法	8
3. 取得価額、取得年月及び耐用年数	9
4. 耐用年数省令の改正による耐用年数の変更	9
5. 申告に際しての注意事項	10
6. 申告されない方・虚偽の申告をされた方	10
7. 実地調査等のお願い	10
8. 課税標準の特例及び非課税について	11
申告書の記入について	14
主な減価償却資産の耐用年数表	22

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額・減価償却費が法人税法・所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの。

ただし、一部のものを除きます。(P. 3※部分参照)

2. 償却資産の種類

資 産 の 種 類			具 体 例
1	構	構 築 物	舗装路面（工場の構内、作業広場、駐車場等）、橋、軌道、ネットフェンス、門、塀、庭園、植栽、緑化施設、駐輪場、モニュメント、二層式駐車場（周壁がないもの）、排水溝、広告塔、ガス・石油・給水タンク、アーケード等
	築 物	建 物 建物附属設備	1. プレハブ等の建物で基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物、ビニルハウス、簡易物置等 2. 建築設備のうちで償却資産として扱うもの （P. 3「4. 建築設備における家屋との区分」参照） 3. 賃借人（テナント）が借家に付加した建築設備・内装
2	機械及び装置		金属・印刷等の製造加工機械、工作機械・木工機械等各種産業機械、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）、その他物品の製造・加工に使用する機械、農林業用機械、自走式作業用機械、 <u>大型特殊自動車（車両番号が「00」・「99」のもの）等</u>
3	船	船	モーターボート、ヨット、遊覧船、漁船、作業船、客船等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		トラック、台車、貨車、電車、機関車、構内運搬車、フォークリフト等（自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除く）
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		机、椅子、家具、陳列ケース、金庫、レジスター、冷蔵庫、ルームクーラー、電気機器、自動販売機、理・美容機器、医療機器、パソコン、ファクシミリ、各種工具、その他営業用備品等

3. 申告の対象となる資産

平成26年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次にあげる（１）～（10）のいずれかに該当するもの。

（１） 税務会計上、減価償却の対象としている資産

（２） 少額資産（取扱いについては下記のとおり）

国税（法人税及び所得税）の取扱い	地方税（固定資産税）
① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時損金（必要な経費）に算入可能	一時に損金（必要な経費）に算入されたものは <u>申告対象外</u>
② 当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が20万円未満）を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入可能（「一括償却」）	「一括償却」の対象とされたものは <u>申告対象外</u>
③ 個別償却の場合	申告対象
④ 中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度により、損金算入または必要経費算入（即時償却）の場合	申告対象

（３） 即時償却制度適用の資産（パソコン等の特定情報通信機器）

（４） 簿外資産であるが事業の用に供することができるもの

（５） 耐用年数を経過し（減価償却済）、帳簿上残存価額のみが計上されている資産

（６） 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供することができる状態にあるもの

（７） 遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供することができる状態にあるもの

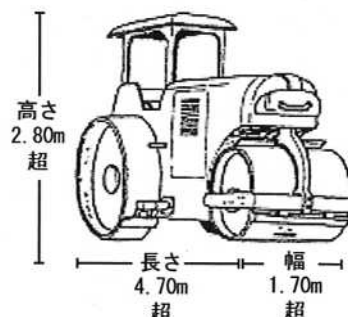
（８） 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産

（９） 福利厚生のに供するもの

（10） 大型特殊自動車（登録の有無にかかわらず）

大型特殊自動車とは・・・

キャタピラを有する自動車、ロードローラ、ショベルローダ、フォークリフト、ホイールクレーン、ポールトレーラ並びに国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車。
（道路運送車両法施行規則別表第1参照）



小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）とは・・・

上記に掲げる自動車であって、大きさが、長さ4.70メートル以下、幅が1.70メートル以下、高さが2.80メートル以下の基準に該当するもののうち、最高速度15キロメートル毎時以下のもの。

※ 次の資産は課税対象にならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税（小型特殊自動車（フォークリフト等）、農耕作業車（トラクター、乗用田植機、コンバイン等）を含む）の課税対象となるもの
- ② 生物（観賞用・興行用生物は除く）
- ③ 無形減価償却資産（例：商標権、営業権など）
- ④ 耐用年数が１年に満たないもの（使用可能期間が１年未満のもの）

4. 建築設備における家屋との区分

建築設備については家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は下記の通りです。

設備の種類	償 却 資 産 と す る も の	家屋に含めるもの
受変電設備	自家用発電設備、受変電設備（配線等を含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、灯光機、スポットライト、 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
太陽光発電設備	太陽光発電設備一式（右記以外のもの）	太陽光発電設備一式（屋根建材一体型）
電 話 設 備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、 アンプ等の装置・器具類	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線等を含む）	屋内の装置
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線等を含む）	
避雷設備、換気設備、 衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給 湯 設 備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管等を含む）、 屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、 病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	生産ライン用リフト、ベルトコンベアー	エレベーター、ダムウェーター、 リフト、エスカレーター
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

5. 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると、下記のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、キャビネット、レジスター、金庫、自動販売機、箱文字看板、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、内部造作、簡易間仕切り、駐車場設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印 刷 業	印刷機、製版機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機等
料 理 飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、日除け等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌設備、サインポール等
医（歯科）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ガス（麻酔等）設備等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐 車 場 業	受変電設備、駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、駐車料金自動計算装置等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具等
公 衆 浴 場	温水器、ろ過機、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
パ チ ン コ 店 ゲームセンター	パチンコ器、パチンコ器取付台（シマ工事）、ゲーム機、両替機、玉貸機等
ゴ ル フ 練 習 場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備等

6. 家屋の所有者以外の者が所有することとなった家屋の附帯設備等

本市では家屋の所有者以外の者が事業の用に供するために取り付けた資産（特定附帯設備）については、取り付けた者を所有者とみなし償却資産として取り扱うことを定めています（市賦課徴収条例第51条第7項）。具体的には次のようなものがあります。

①建築設備及び特殊設備

建築設備・・・電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、防災設備、空調設備、運搬設備

特殊設備・・・舞台、固定椅子、ルーバー、グリル、カウンター、造付家具等

②省令で定めるもの（地方税法施行規則10条の2の11）

木造家屋・・・外壁、内壁、天井、造作、床、建具

非木造家屋・・・外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具

※①②以外でも家屋の所有者以外の者が事業の用に供するために取り付けた資産は家屋に属する部分であっても家屋以外の資産（償却資産）とみなして取り扱うこととなっています。

7. 税務会計と固定資産税における取扱いの相違点

項 目	国税（法人税及び所得税）の取扱い	地方税（固定資産税）
償却計算の期間	法人：事業年度 個人：暦年	暦年（賦課期日制度） （1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制 [定率法の場合] H24.4.1以降取得分は「200%定率法」 H19.4.1～H24.3.31取得分は「250%定率法」 H19.3.31以前取得分は「旧定率法」	定率法 （減価率は法人税法等の 「旧定率法」で使用する 償却率と同様）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません（注1）
特別・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却 （所得税・法人税）	認められます	認められます（注2）
評価額の 最低限度	備忘価格（1円）	取得価額の100分の5
改良費 （資本的支出）	原則区分評価 一部合算も可	区分評価 （改良を加えた資産と改良 費を区分して評価する）
中小企業者の少額減価償 却資産の損金算入の特例	認められます	認められません

（注1） 固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で、取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注2） 平成23年度税制改正に伴い、陳腐化償却制度が廃止され、耐用年数の短縮特例に含まれることとなりました。ただし旧法人税法施行令第60条の2又は旧所得税法施行令第133条の2の規定により陳腐化償却制度に係る国税局長の承認を受けているものは引き続き適用となります。この場合、国税局長の承認通知書の写しが必要となりますので、申告の際に添付してください。

Ⅱ 固定資産税（償却資産）の課税について

1. 納税義務者

平成26年1月1日現在の償却資産の所有者です。

2. 課税標準額

平成26年1月1日現在の全資産の『評価額』の合計が『決定価格』となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は特例適用後の額、適用がない場合は決定価格がそのまま『課税標準額』となります。

3. 税 率

税率は1.4/100です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline (1,000\text{円未満切捨て}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \frac{1.4}{100} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline (100\text{円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

4. 免税点

償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が、150万円未満の場合は課税されません。

5. 納 期（平成26年度予定）

1 期（全期）	4 月 3 0 日
2 期	7 月 3 1 日
3 期	9 月 3 0 日
4 期	1 2 月 2 5 日

6. 過年度課税

今回の申告で、平成25年1月1日以前に取得していたが、申告漏れとなっていた資産があった場合、過年度（22・23・24・25年度）のうち、課税標準額が150万円以上になった年度が課税されます。

7. 減 免

災害その他の事故により著しく損傷した資産がある場合は、固定資産税の減免の取扱いがあります。詳しくは担当係までお問い合わせください。

8. 評価額の求め方

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として評価します。

評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

- ・ 前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r/2)$$

- ・ 前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

※ r ・・・耐用年数に応ずる減価率（下表参照）

評価額の最低限度は取得価格の5/100です。

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.9365	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.8155	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.8405	0.681	20	0.109	0.9455	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.9505	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.9525	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.9055	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.9125	0.825	26	0.085	0.9575	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.9605	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

（注）減価率については減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第7

（旧定率法の償却率）によるものです。

Ⅲ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、不動産賃貸業、農業等のすべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方、又は、これらの資産を他に貸付けられている方。

なお、償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

2. 申告の方法

(1) 申告事項

平成26年1月1日現在所有し、かつ津山市内に存在する償却資産の状況等について、14～21ページの「申告書の記入について」に従って申告してください。

なお、私製様式により申告される場合、市からお送りした「償却資産申告書」の用紙（記入は不要です）を必ず添付してください。（エルタックスによる申告の場合は省略可）

(2) 申告方法と提出書類

下表の区分により○印のついている書類を提出してください。

- ① 平成25年中に新たに事業を開始された方
今回初めて申告される方 } 全資産申告

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	注 意 点
申告資産あり	○	○	資産の多少にかかわらず必ず申告してください。
申告資産なし	○	×	申告書の17. 備考欄に『該当資産なし』と記入してください。

- ② 前年度以前に申告された方（電算申告は除く） 資産の増減申告

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書		注 意 点
		(増加資産・全資産用)	(減少資産用)	
資産増減なし	○	×	×	申告書の17. 備考欄の増加資産及び減少資産については、無を○で囲んでください。
増加資産のみあり	○	○	×	1. 平成25年1月2日～平成26年1月1日の間の資産の増減について記入してください。申告漏れの資産についても記入してください。 2. 種類別明細書（減少資産用）に前年までに申告された内容を打出していますので減少する資産の行番号と取得価格を○で囲んでください。
減少資産のみあり	○	×	○	
増加・減少両方あり	○	○	○	

- ③ 電算申告される方 全資産申告

3. 取得価額、取得年月及び耐用年数

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、所得税又は法人税の取扱いと同じです。ただし、以下の点にご注意ください。

- ・消費税の取扱いについては、税込処理をしている場合は税込価格を、税抜処理をしている場合は税抜価格をそれぞれ取得価額としてください。
- ・圧縮記帳の制度は認められていませんので、本来の価格（圧縮をしない価格）で申告してください。

(2) 取得年月

資産の所有権を取得し、かつ、その資産を事業の用に供することができる状態になった時期が取得年月となります。従って、資産の所有権を取得した日が、必ずしも取得年月であるとは限りません。

(3) 耐用年数

耐用年数は所得税又は法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数は次の3種類があります。

- ① 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1、2、5及び6に掲げられた耐用年数
(P.22「主な減価償却資産の耐用年数表」参照)
- ② 中古見積耐用年数・・・同省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- ③ 短縮耐用年数・・・法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

4. 耐用年数省令の改正による耐用年数の変更

平成20年度税制改正において耐用年数省令の見直しが行なわれました。このため、固定資産税（償却資産）の評価は、既存資産を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数が適用となります。

なお、既存資産について耐用年数の変更がある場合は、申告が必要となります。種類別明細書（減少資産用）において、「改正後耐年」欄に改正後の耐用年数、「摘要」欄には「省令改正による」と記入してください。

また、申告漏れ・移動等の増加事由で、取得年月が平成19年12月以前の資産を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入する場合は、「改正前耐年」欄に改正前の耐用年数、「耐用年数」欄に改正後の耐用年数を記入してください。

※ 詳しくはP.14～21「申告書の記入について」参照

※ 津山市ホームページに、耐用年数表の新旧対応関係表を掲載していますのでご覧ください。

5. 申告に際しての注意事項

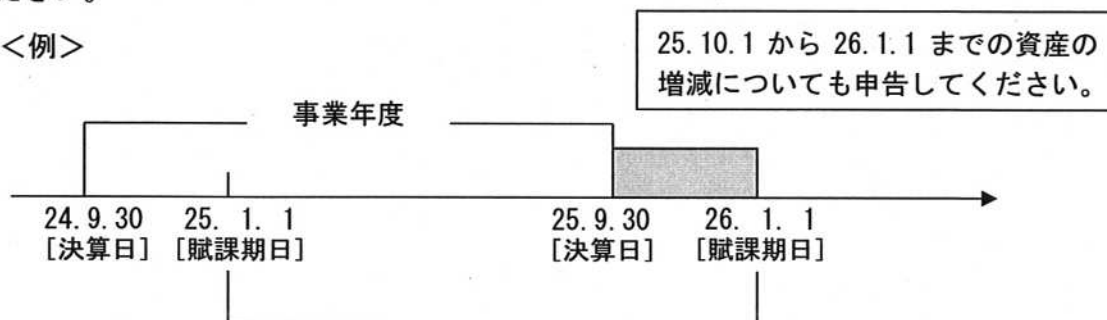
(1) 次の点に特に注意してください。

- ・ 本年度が免税点未満になると判断される場合でも申告はしてください。
- ・ 法人成り、解散、事業所閉鎖等の場合でも、その旨と異動年月日を申告してください。
- ・ 所有権留保付割賦販売資産については、原則買主の方が申告してください。
- ・ 改良費は、区分評価となりますので本体部に加算せずに、個別の資産として申告してください。耐用年数は、本体部と同じ年数にしてください。

(2) 固定資産税の賦課期日（１月１日）と事業年度との関係

決算日から賦課期日までの資産の増減についても、申告漏れのないように注意してください。

<例>



6. 申告をされない方・虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合、市賦課徴収条例７２条の規定により１０万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第３６８条の規定により過不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第３８５条の規定により罰金等が科せられることがあります。

7. 実地調査等のお願い

津山市では次の（１）～（３）によって申告内容の確認調査を行っています。その際、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写）、または減価償却費の計算書（写））等の提出を求める場合があります。

- （１）資産の所在地における実地調査
- （２）本社（事業所）における帳簿等調査
- （３）郵送による帳簿等（写）の提出依頼

〔注〕正当な理由がなく上記の調査に協力されない場合は、罰金等が科せられることがあります。

8. 課税標準の特例及び非課税について

該当する資産がありましたら、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に『特例該当』又は『非課税該当』と記入し、添付書類（コピー可）と併せて提出してください。

<注意事項>

- ・平成25年度現在、主なものは次のとおりです。このうち、政令・総務省令等で定める要件を満たすもののみが対象となります。
- ・平成25年度の法改正により、課税標準の特例及び非課税の内容が変更又は廃止されたものがあります。

（1）課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により、次に掲げる償却資産（抜粋）については課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

課税標準の特例適用資産（抜粋）

（平成25年10月現在）

地方税法	資産の種類	範囲	特例率	添付書類
第三 四 九 条 の 三	第1項 変電又は送電施設等 （更新設備は除く）	・一般電気事業者 ・卸電気事業者	1／3 ～3／4	・受電契約書写 ・配置図
	第3項 ガス事業用資産	ガス事業法第2条第2項の一般ガス事業の用に供するもの ガス事業法第2条第4項の簡易ガス事業の用に供する特定ガス発生設備（容器及び気化装置を除く。）及び附属設備の用に供する機械及び装置並びに導管	1／3 ～2／3	・ガス事業法による許可書写
	第4項 農業協同組合、中小企業等協同組合、その他の政令で定める法人が、農林漁業又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置	政府の補助又は資産の貸付を受けて取得したもので1台又は1基の取得価格が政令に定める価格以上のもの	1／2	・国の行政機関の作成した計画書の写、並びに補助又は貸付決定通知書の写

地 方 税 法		資 産 の 種 類	範 囲	特例率	添 付 書 類
附 則 第 二 十 五 条	第 1 項	営業用倉庫に附属する機械設備	流通機能の高度化に寄与する倉庫	3 / 4	・ 地方運輸局長の証明書写 ・ カタログの仕様書等
	第 1 号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設がある事業場の汚水又は廃液の処理施設	1 / 3	・ 特定施設届出書写 ・ 配置図
	第 2 号	ばい煙処理施設	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設の、総務省令で定める機械その他設備	1 / 2	・ ばい煙発生施設届出書写 ・ 配置図
	第 3 号	特定有害物質処理装置	土壌汚染対策防止法に規定する特定有害物質（ふっ素等）を処理する装置で、ドライクリーニング機と一体となったもの	1 / 2	・ 配置図
	第 4 号 第 5 号	ごみ処理施設 一般廃棄物の最終処分場 産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処理施設で、総務省令で定めるもの	1 / 3 ～ 1 / 2	・ 産業廃棄物処理施設設置（変更）届出受理書の写 ・ 配置図
	第 6 号	下水道法に規定する公共下水道使用者が設置した除害施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置及び汚泥処理装置等並びにこれらの附属設備	3 / 4 (津山市の場合)	・ 除害施設届出書写 ・ 配置図
	第 3 4 項	再生可能エネルギー発電設備	住宅等太陽光発電設備（低圧かつ 10 kW 未満）を除くもの	2 / 3	・ 再生可能エネルギー発電施設に対する経済産業大臣の認定通知書の写

(2) 非課税

地方税法第348条の規定により次に掲げる償却資産（抜粋）については固定資産税が課税されません。

非課税該当資産（抜粋）

法第348条第2項第10号から第10号の7

「生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設、身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法による知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設、社会福祉法による社会福祉事業、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する固定資産」

- (注1) 非課税資産は、各項目のうち政令又は総務省令で定められたものに限ります。
- (注2) 非課税資産については、法令の改正により内容が変更される場合があります。
- (注3) 固定資産を有料で借り受けた者が、地方税法第348条第2項の各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、固定資産税は当該固定資産の所有者に課することができます。



津山市のイメージマーク

申告書の記入について

- 1 電子申告を利用する際の注意点・・・・・・・・・・ P.15
- 2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.16
- 3 種類別明細書（減少資産用）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.18
- 4 種類別明細書（増加資産・全資産用）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.20

電子申告（e L T A X）を利用する際の注意点

平成22年度償却資産申告より津山市においても電子申告の受付を行っております。電子申告を利用する際の注意点を以下のようにまとめましたのでご注意ください。

- 1 津山市においては、これまで電子申告を利用されている事業所にも従来どおり増減申告が行えるように前年度までの資産を計上した申告書と種類別明細書（減少資産用）を送付していましたが、評価額、決定価格、課税標準額を記入し、計算上問題がないと判断した場合は、全資産申告に切り替え、次年度より申告書のみの送付とし、種類別明細書（減少資産用）の送付はしません。

電子申告は利用するが、従来どおり種類別明細書（減少資産用）が必要な場合は、備考欄に「種類別明細書（減少資産用）送付希望」と記入してください。電子申告は受け付けますが、全資産申告に切り替えず、増減申告として処理します。

- 2 津山市より送付した申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄の額を必ず確認し、これと一致させてください。
- 3 種類別明細書（増加資産・全資産用）において、各項目に入力漏れがないか確認してください。
- 4 津山市より送付した種類別明細書（減少資産用）の登録内容を必ず確認した上で申告してください。登録内容に誤りがあった場合は摘要欄に「取得年月訂正」等、その旨を記入してください。
- 5 P.5の「7. 税務会計と固定資産税における取扱いの相違点」に注意してください。特に圧縮記帳、改良費の区分評価、少額資産の取扱いについて注意してください。
- 6 減少資産の確認をすることがありますので、ご協力お願いします。

平成 26 年度		平成 26 年 1 月 20 日		※ 所有者コード	
受付印		津山市長 殿		株式会社 津山	
① 住所 (フリガナ) 1 住所 (又は納税通知書送達先)		津山市山北520番地		金属製品製造、飲食店 (資本金等) 40 万円	
② 氏名 (フリガナ) 2 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表取締役)		津山 太郎 代表取締役		7 短縮耐用年数の承認 有・無 8 増加償却の届出 有・無 9 非課税該当資産 有・無 10 課税標準の特例 有・無 11 特別償却又は短期記載 有・無 12 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 13 青色申告 有・無	
取得価額		前年中に減少したもの (イ) 前年中に取得したもの (ロ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)		⑨ ① 津山市山北520 ② 津山市山下92 ③ 貸主の名称等 ⑩ (株) 岡山リース	
資産の種類	評価額 (ハ)	決定価格 (ト)	課税標準額 (チ)	16 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
1 構築物	15,487,188	5,928,000	21,415,188	17 備考(添付書類等) ⑪ 1. 増加資産 (有・無) 2. 減少資産 (有・無) ※ いずれかを○で囲んでください。	
2 機械及び装置	4,870,635	2,405,250	6,524,249		
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計	61,547,822	4,870,635	92,118,987		
資産の種類		評価額 (ハ)	決定価格 (ト)	課税標準額 (チ)	
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

記入する必要はありません。

(電算処理により全資産申告をされる場合は記入してください。)

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

- ① 住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を記入してください。（法人の場合、登記簿の住所地）
- ② 氏名及びふりがな（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を記入し、押印してください。（法人の場合は代表者印を押印してください。）
 ※屋号については、個人事業者の場合は必ず記入してください。また、法人で店舗等に屋号がある場合、市内にある全てを記入してください。
- ③ この申告に応答する者の係及び氏名
 この申告について、直接応答できる経理担当者等の氏名、ご連絡先電話番号を記入してください。
- ④ 税理士等の氏名
 税理士等に決算処理や国税申告を依頼されている場合は税理士等の氏名、電話番号を記入してください。
- ⑤ 前年前に取得したもの（イ）
 前年までに申告された資産の合計です（私製様式で申告される場合、この欄の金額をそのまま転記ください）。
 今年初めて申告される方には、記載はありません。
- ⑥ 前年中に減少したもの（ロ）
 前年中に減少（売却・滅失・移動）したものの取得価額を記入してください。
- ⑦ 前年中に取得したもの（ハ）
 前年中に増加（新品取得・中古取得・移動による受入れ）したもの及び前年前に申告漏れになっていたものの取得価額を記入してください。（増加資産明細書の合計と一致します。）
- ⑧ 計（（イ）－（ロ）＋（ハ））
 今年初めて申告される方は、資産全部の取得価額を記入してください。
- ⑨ 市（区）町村内における事業所等資産の所在地
 平成26年1月1日現在の全資産の取得価額を記入してください。
- ⑩ 借 用 資 産
 津山市内の償却資産の所在地をすべて記入してください。
- ⑪ 備 考
 借用資産（リース資産）の有無について該当する方を○で囲んでください。
 借用資産（リース資産）がある場合は、貸主（リース業者）の氏名を記入してください。
 増加した資産及び減少した資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
 今年初めて申告される方で、該当する資産がない場合は「該当資産なし」と記入してください。
 法人成り、事業廃止、合併等の変更がある場合は、その内容と変更年月を詳しく記入してください。

種類別明細書（減少資産用）

平成26年度

所有者コード		所有者名		摘要					
5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚					
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤					
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額 千円、百円、十円	耐用年数	④減少の事由及び区分	摘要
				年	月				
01	100010	舗装工事	1	4	8	9	1	1・2・3・4	1・2
02	100011	コンクリート擁壁工事	1	4	8	9	1	1・2・3・4	1・2
03	100012	高圧引込設備	1	4	8	9	1	1・2・3・4	1・2
04	100013	受変電設備(キュービクル)	1	4	8	9	1	1・2・3・4	1・2
05		1構築物計	1					1・2・3・4	1・2
06								1・2・3・4	1・2
07	200010	動力幹線設備	1	4	8	9	1	1・2・3・4	1・2
08	200011	エアー配管設備	1	4	8	9	1	1・2・3・4	1・2
09	200012	垂直搬送機	1	4	8	9	1	1・2・3・4	1・2
10	200013	NC旋盤	1	4	1	9	1	1・2・3・4	1・2
11	200014	高速切断機	1	4	1	9	1	1・2・3・4	1・2
12		2機械及び装置計	1					1・2・3・4	1・2
13								1・2・3・4	1・2
14		合計	1					1・2・3・4	1・2
15								1・2・3・4	1・2
16								1・2・3・4	1・2
17								1・2・3・4	1・2
18								1・2・3・4	1・2

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3 移動				3 その他	
4 その他				4 その他	
5 減価償却				5 減価償却	
6 減価償却				6 減価償却	
7 減価償却				7 減価償却	
8 減価償却				8 減価償却	
9 減価償却				9 減価償却	
10 減価償却				10 減価償却	
11 減価償却				11 減価償却	
12 減価償却				12 減価償却	
13 減価償却				13 減価償却	
14 減価償却				14 減価償却	
15 減価償却				15 減価償却	
16 減価償却				16 減価償却	
17 減価償却				17 減価償却	
18 減価償却				18 減価償却	

5001234		株式会社 津山		1枚のうち 1枚	
※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です				⑤	
取得年月				取得価額	
耐用年数				減少の事由及び区分	
1 売却				1 全部	
2 滅失				2 一部	
3					

* 減少した資産の行番号と取得価格を○で囲み、右欄の減少の事由区分のいずれかに○印を必ずつけて摘要欄に記入の上提出してください。

* 減少資産がない場合は、この明細書の提出は不要です。

* 改正後耐用年欄は、前年度までに申告された資産のうち、耐用年数省令改正が適用されたものについて印字されています。

省令改正による耐用年数に変更がある場合は申告が必要となり、改正後耐用年欄には新しい年数を記入し、摘要欄には「省令改正による」と記入してください。

種類別明細書（減少資産用）の書き方

※ 前年までに申告された資産のすべてを出力しています。その中で前年中（平成25年1月2日から平成26年1月1日まで）において、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について行番号と取得価額を○で囲み摘要欄にその理由（〇〇市町村へ移動、廃棄、除却等）を記入してください。また、一部の資産が減少する場合は特に、その内容がわかるよう具体的に（減少後の取得価格・数量等を）記入してください。

なお、今年初めて申告される方は、記入の必要はありません。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------------------|---|------|--------|------|------|--------|-----|--------|-------|--|--|--|
| ① | 行 番 号 | 減少した資産の行番号を○で囲んでください。 | | | | | | | | | | | |
| ② | 取 得 価 格 | 減少した資産の取得価格を○で囲んでください。 | | | | | | | | | | | |
| ③ | 改 正 後 耐 年 | 耐用年数省令の改正により耐用年数の変更がある場合、改正後の耐用年数を記入してください。 | | | | | | | | | | | |
| ④ | 減 少 の 事 由
及 び 区 分 | <p>該当する事由、区分の番号を○で囲んでください。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">事 由</td> <td style="width: 10%;">(1 売却</td> <td style="width: 10%;">2 滅失</td> <td style="width: 10%;">3 移動</td> <td style="width: 45%;">4 その他)</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>(1 全部</td> <td>2 一部)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> | 事 由 | (1 売却 | 2 滅失 | 3 移動 | 4 その他) | 区 分 | (1 全部 | 2 一部) | | | |
| 事 由 | (1 売却 | 2 滅失 | 3 移動 | 4 その他) | | | | | | | | | |
| 区 分 | (1 全部 | 2 一部) | | | | | | | | | | | |
| ⑤ | 摘 要 | <p>資産の一部が減少した場合は、残数量、残額について記入してください。</p> <p>移動した場合は、移動先の市町村名等を記入してください。</p> <p>売却した場合は、売却先等を記入してください。</p> <p>耐用年数省令の改正により「改正後耐年」欄を記入した場合は、「省令改正による」と記入してください。</p> | | | | | | | | | | | |

平成26年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

平成26年度

所有者コード

5001234

資産の種類

資産の名称等

数

取得年月

取得価額

改正前耐年

減価残存率

備 考

課税標準の特例

増加事由

摘要

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1</
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----

注意

「増加事由」の欄は、

1 新品取得、

2 中古品取得、

3 移動による受入れ、

4 その他のいづれかに○を付けてください。

「取得年月」の年号の欄は、

明治… 1

大正… 2

昭和… 3

平成… 4

各数字を記入してください。

「改正前耐年」の欄は、平成19年12月以前の取得資産について、耐用年数省令改正によりその適用があった場合のみ改正前の耐用年数を記入してください。「摘要」欄には「省令改正あり」と記入してください。

※ 減価償却資産の耐用年数に関する省令（平成20年財務省令第32号）平成20年4月30日公布施行

種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

※ 前年中（平成25年1月2日から平成26年1月1日まで）において、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記入してください。

なお、今年初めて申告される方は、平成26年1月1日現在所有している資産を全部記入してください。

- | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ① 資産の種類 | 資産の種類は、1種から6種までを記入してください。（この手引きP.1「2. 償却資産の種類」を参照） | | | |
| ② 資産の名称等 | 資産の名称は、漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使用して20字以内で記入してください。 | | | |
| ③ 数 量 | 資産の数量を記入してください。 | | | |
| ④ 取 得 年 月 | 資産を取得した年月を記入してください。年号は次の数字を記入してください。
昭和 - 3 平成 - 4 | | | |
| ⑤ 取 得 価 額 | 資産の取得価額を記入してください。圧縮記帳は認められませんので、実際の価額を記入してください。 | | | |
| ⑥ 改正前耐年 | 移動による受入れまたは申告漏れ等により平成19年12月以前に取得した資産を記載する場合、 <u>その資産が耐用年数省令改正の適用があった場合のみ改正前の耐用年数を記入してください。</u> | | | |
| ⑦ 耐 用 年 数 | 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる法定耐用年数を記入してください。 | | | |
| ⑧ 増 加 事 由 | 該当する事由の番号を○で囲んでください。
1 新品取得 2 中古取得 3 移動による受入れ 4 その他 | | | |
| ⑨ 摘 要 | 課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記入してください。
移動による受入れがある場合は、移動元を記入してください。
申告漏れの場合は、「申告漏れ」と記入してください。
耐用年数省令の改正により「改正前耐年」欄を記入した場合は、「省令改正あり」と記入してください。 | | | |

主な減価償却資産の耐用年数表

別表第 1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

構 築 物

構造又は用途	細 目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
門・塀	コンクリート造、コンクリートブロック造のもの	15
	石造のもの	35
	土造のもの	20
	金属造、木造のもの	10
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石造のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	ビチューマルス敷のもの	3
金属造のもの（前掲を除く。）	露天式立体駐車設備	15

建物附属設備

構造又は用途	細 目	耐用年数
電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下のもの）	13
	その他のもの	15
店用簡易設備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15

船 舶

細 目	耐用年数
モーターボート	4
ボート・ヨット	5

車両及び運搬具

細 目	耐用年数
フォークリフト	4
自転車	2

工 具

構造又は用途	細 目	耐用年数
測定工具及び検査工具		5
治具及び取付工具		3

構造又は用途	細 目	耐用年数
ロール	金属圧延用のもの	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3
型（型枠を含む）鍛圧 工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラ ス成型用金型及び鑄造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
活字及び活字に常用 される金属	購入活字	2
	自製活字及び活字に常用される金属	8

器具及び備品

構造又は用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス 機器及び家庭用品（他 に掲げるものを除く）	事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
	ベッド	8
	陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、その他の音響 機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガ ス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4
	じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場 用のもの その他のもの	3 6
	食事又は厨房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8

構造又は用途	細 目	耐用年数
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの	4 5
	複写機、計算機（電子計算機を除く）金銭登録機、タイム レコーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
	インターホーン及び放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10
時計、試験機器及び 測定機器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学機器及び写真製 作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの 主として金属製のもの	10 5
	その他のもの	
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの	4 6
	消毒殺菌機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの	3 10
	その他のもの	5

構造又は用途	細 目	耐用年数
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
	碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客椅子	3
	緞帳及び幕	5
	衣装、かつら、小道具及び大道具	2
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
前掲のもの以外のもの	楽器	5
	自動販売機（手動のものを含む）	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5

別表第2 機械及び装置の耐用年数表

※ 平成20年度税制改正により、耐用年数省令の改正が行なわれ、機械及び装置の耐用年数表が大きく変更されました（P.9参照）。以下の表は改正後の耐用年数表となっています。津山市ホームページに、耐用年数表の新旧対応関係表を掲載していますのでご覧ください。

設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
食料品製造業用設備		10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
	黒鉛化炉	3
	その他の設備	7
	その他の設備	7
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		8
家具又は装備品製造業用設備		11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
	製本業容設備	7
	新聞業用設備	
	モノタイプ、写真又は通信設備	3
	その他の設備	10
	その他の設備	10

設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
	塩化りん製造設備	4
	活性炭製造設備	5
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
	半導体用フォトレジスタ製造設備	5
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
	その他の設備	8
石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
ゴム製品製造業用設備		9
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
窯業又は土石製品製造業用設備		9
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
	純鉄、原鉄、ペースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	9
	その他の設備	14
非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
	その他の設備	7
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
	その他の設備	10
はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）		12
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備	9
	その他の設備	12
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）		7

設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク製造設備	6
	プリント配線基板製造設備	6
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
	その他の設備	8
電気機械器具製造業用設備		7
情報通信機械器具製造業用設備		8
輸送用機械器具製造業用設備		9
その他の製造業用設備		9
農業用設備		7
林業用設備		5
漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		5
水産養殖業用設備		5
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	
	坑井設備	3
	掘さく設備	6
	その他の設備	12
	その他の設備	6
総合工事業用設備		6
電気業用設備	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	汽力発電設備	15
	内燃力又はガスタービン発電設備	15
	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	
	需要者用計器	15
	柱上変圧器	18
	その他の設備	22
	鉄道又は軌道業用変電設備	15
	その他の設備	
ガス業用設備	製造用設備	10
	供給用設備	
	鑄鉄製導管	22
	鑄鉄製導管以外の導管	13
	需要者用計量器	13
	その他の設備	15
	その他の設備	
	主として金属製のもの	17
	その他のもの	8
熱供給業用設備		17
水道業用設備		18

設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
通信業用設備		9
放送業用設備		6
映像、音声又は文字情報製作業用設備		8
鉄道業用設備	自動改札装置	5
	その他の設備	12
道路貨物運送業用設備		12
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品卸売業用設備		10
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	13
	その他の設備	8
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備	
	主として金属製のもの その他のもの	17 8
技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	8
	その他の設備	14
宿泊業用設備		10
飲食店用設備		8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11
	遊園地用設備	7
	ボウリング場用設備	13
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	17 8
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5
	その他の設備	
	主として金属製のもの その他のもの	17 8
自動車整備業用設備		15
その他のサービス業用設備		12
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	17 8

※ 提出の前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- ☐ 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 増加資産の取得年月は正しく記入されていますか？
- ☐ 資産の種類は記入されていますか？
- ☐ 増加事由の欄（１～４）の記入はありますか？